

中城村平和の日を定める条例

(目的)

第1条 沖縄戦の悲惨な体験を教訓とし、二度と戦争を繰り返してはならないという断固たる決意のもと、全ての人が安全で安心して暮らせる平和な社会の実現を目指して、平和に関する事業を推進するため、中城村平和の日を定める。

(平和の日)

第2条 中城村平和の日は、8月17日とする。

(平和事業の推進)

第3条 中城村は、次に掲げる平和に関する事業を推進する。

- (1) 平和意識の高揚を図るための事業
- (2) 平和教育の推進に関する事業
- (3) 平和に関する情報収集及び交流事業
- (4) その他村長が必要と認める事業

附 則

この条例は、公布の日から施行する。